

# 埼玉県内に主たる事務所(本店)のある 外形標準課税対象法人 ＜提出書類についてのお願い＞

埼玉県では、申告内容の確認調査を円滑に進めるために、確定申告の際に課税標準を算定するための資料の提出をお願いしております。

☆☆☆☆☆  
別表5の3、  
別表5の4、  
別表5の5  
の詳細を  
書きやすく！  
☆☆☆☆☆

申告書に記載された内容と決算書の表示科目との関連について確認させていただく際に、第6号様式別表5の3(報酬給与額)、別表5の4(純支払利子)、別表5の5(純支払賃借料)の記載内容だけでは、付加価値額の算定に関する情報が十分でない部分があります。

そこで、大変恐縮ではございますが、  
『課税標準額算定表(埼玉県推薦様式)』

を、別表5の3、4、5に加えて御提出くださいますよう、お願い申し上げます。



『課税標準額算定表(埼玉県推薦様式)』は、

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-18f.html>  
からダウンロード(Microsoft-Excelファイル)  
していただけます！

★★★★★★  
『課税標準額算  
定表(埼玉県推  
薦様式)』を提出  
するのは、ちょっ  
と面倒だ...と言  
う方は！  
★★★★★★

『課税標準額算定表(埼玉県推薦様式)』を作成するのは、負担  
が大きいなあ...」とお考えの方は、貴社が独自でお作りになった、  
外形標準課税の課税標準額を積算する資料(以下、『積算資料』  
と記します)を御提出ください。

**どのような形式のものでもかまいません！**

また、「申告時の忙しいときに、申告書以外にも書類を提出する  
のはちょっときびしい.....」とお考えの場合は、

**申告書提出後でも構いませんので、御提出いただけると幸いです。**  
(『課税標準額算定表』あるいは『積算資料』は、申告書とは違  
いますので、提出期限はございません！)

御協力のほど、よろしくお願い申し上げます！

くわしくは、次頁以降を御覧ください！

# 提出書類Q & A

**Q1 どうして『課税標準額算定表(埼玉県推薦様式)』を提出しなければならないのですか？**



A 『課税標準額算定表』には、①申告書の付加価値額に関する記載だけでは不十分な部分を補足する、②決算書等の表示科目との間の整合性を確認する、という目的があり、埼玉県において申告内容の確認調査を円滑に行うために、提出をお願いしているものです。

また、申告時に『課税標準額算定表』を作成していただくことで、実地確認をお願いする段になってから申告内容を振り返るよりも、皆様の御負担が軽くなると考えておりますので、御理解の上、御提出をお願い申し上げます。

**Q2 『課税標準額算定表(埼玉県推薦様式)』あるいは『積算資料』を提出しないとどうなるのですか？**



A これらの書類は、任意で御提出いただくものですので、提出しないからといって罰則等が課されることはありません。ただし、申告内容の確認調査を円滑に進めるために提出をお願いしている書類ですので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

**Q3 『課税標準額算定表(埼玉県推薦様式)』を提出すれば、実地確認を省略してもらえるのですか？**



A 申告内容の実地確認は、すべての法人が対象ですので、原則として省略することはないものとお考えください。

**Q4 『積算資料』といったものは作っていないのですが……？**



A 外形標準課税の付加価値額を算定するために、何らかの集計作業をなさっているものと思います。メモ書き(手書き)のようなものでもかまいません。大変恐縮ではありますが、御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。